

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている

当社

経営陣: 曾我社長ほか取締役1名

・収益の確保や株主の意向を優先
・社内外に対して乙の関与を意図的に秘匿

・本件新規事業について十分な議論等をしていないまま登録拒否要件に該当中である乙の提案を協議等
・法令違反行為を当社経営陣が主導して繰り返す

十分な知識及び経験を有する役員を確保していない状況

当社経営に参画

・乙が新たに金融商品仲介事業(以下「本件新規事業」)の展開を提案
・本件新規事業の具体化のために、乙が取締役会への参加等を要請

① 検討委員会における審議を全く行わずに、本件新規事業の提案を乙らと協議の上、各種要請を受け入れ

業務改善命令違反

(※)株主の意向に沿った経営管理態勢に起因する法令違反が認められたことから、これを是正する当局の命令に対し、外部有識者等による検討委員会を立ち上げ、けん制を図る旨報告

A社

(当社株主
(令和7年6月まで))
甲代表取締役

株主の代理と称するなどしていた

乙(A社アドバイザー)
登録拒否要件に該当中

実質的支配者 乙
従業員 丙

B社

(金融商品仲介業者)

無登録金商業で登録取消処分

報告徴取命令に対する虚偽報告

② 株主による経営参画は予定していない旨を報告

② 株主変更に伴う報告徴取命令(令和6年)

① 前回検査に係る業務改善命令(平成28年)(※)

当局(関東財務局)

登録取消処分